## 佐賀県告示第7号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から 次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

令和5年1月24日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 保安林予定森林の所在場所

三養基郡基山町大字小倉字丸林 2573 番 1、2573 番 2、2573 番 6 から 2573 番 8 まで、2574 番、2603 番、2606 番、2611 番 1、2611 番 3、2611 番 4、2612 番 1、2612 番 3、2616 番 1 から 2616 番 3 まで、2618 番 1 から 2618 番 3 まで、2619 番、2624 番、2628 番、2629 番 1、2629 番 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 三養基郡基山町大字小倉字丸林 2573 番 2、2574 番、2603 番、2612 番 1、2616 番 1 から 2616 番 3 まで、2618 番 2、2618 番 3、2619 番、2624 番
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町 に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及 び基山町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。)